

## 一般社団法人日本パラバレーボール協会 寄付金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「**本会**」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本会が受領する寄付金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者から使途が特定されていない寄付金
- (2) 特定寄付金 使途が特定された次に掲げる寄付金
  - ① 寄付者から使途が特定された寄付金
  - ② 本会があらかじめ使途を特定して募集する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

### (寄付金の募集)

第3条 寄付金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄付金 本会は、常時一般寄付金を募ることができるものとし、寄付金申込書（別紙様式1）により寄付の申し出を受け付けることとする。
- (2) 特定寄付金
  - ①寄付者から使途が特定される寄付金は、寄付金申込書（別紙様式2）により寄付の申し出を受け付けることとする。
  - ②本会が、特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に規定する使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「**募集趣意書**」とする。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

### (寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を本会の公益目的事業に使用し、その残額を管理費に使用するものとする。

2 前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

3 特定寄付金は、寄付者又は本会が特定した使途に使用するものとする。なお、前条2号②により募集する寄付金は、適正な募集経費を控除した残金の総額を本会が特定した使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (寄付受入れの制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、もしくはその恐れがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 本会の業務遂行上支障があると認められるとき

(3) 本会が受け入れる時に、社会通念上不適当と認められるとき

(4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められた時

(募金趣意書等の交付)

第6条 本会が特定寄付金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、本会ホームページにおいて募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第7条 寄付金を受領した時は、遅滞なく受領書、礼状を寄付者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 本会は、特定寄付金の支出が完了した時は、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、本会ホームページにおいて、収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。

(個人情報の保護)

第9条 寄付金に関する個人情報については、別に定める本会個人情報保護規程に基づき、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和5年11月1日から施工する。